（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「の規定」の下に「及び第十七条第二項の規定」を加える。

第十七条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。

第十八条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第十二条、第二十一条第二項、第二十二条第四項及び第二十三条第二項の規定は、平成二十三年二月一日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第四条第四項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この項及び次条において同じ。）について適用し、同日前に開始する有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

2　新開示府令第二号様式（新開示府令第二号の二様式、第二号の三様式及び第二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第七号様式（新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式まで及び第十五号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十二号様式は、平成二十三年二月一日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）及び発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出する有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

3　新開示府令第四号の三様式（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、この府令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

4　新開示府令第五号様式（新開示府令第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第九条、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定は、平成二十三年二月一日以後に開始する有価証券の募集又は売出しについて適用し、同日前に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

○内閣府令第五十九号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十一条第一項の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　直人

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。）」に、「格付機関による」を「格付業者による」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号中「引受けた」を「引き受けた」に、「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。）」に、「格付機関による」を「格付業者による」に改める。

別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。）」に、「格付機関による」を「格付業者による」に改める。

附　則

この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省令第二号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号及び第三十八条第三号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　直人
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二号トを次のように改める。

ト　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

第四十九条の二に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。